

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について

- 報告事項
- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
  - 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
  - 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
  - 報第4号 農地法適用外事実確認証明について
  - 報第5号 作付変更届について
  - 報第6号 農地法第3条の3の届出について

## 農業委員出席委員 18名

1番	坂 井 浩 行	委員	2番	早 川 直 子	委員
3番	山 屋 和 徳	委員	4番	棄 原 一 郎	委員
5番	小 池 秀 一	委員	6番	志 田 洋 一	委員
7番	笹 岡 大 介	委員	8番	瀬 高 栄 津 子	委員
9番	山 倉 広	委員	10番	佐 藤 直 人	委員
12番	飛 岡 雅 史	委員	13番	井 上 利 弥	委員
14番	五十嵐 弘 作	委員	15番	吉 田 昇	委員
16番	鈴 木 範 男	委員	17番	熊 倉 瞳	委員
18番	田 邊 健 一	委員	19番	淡 路 五 樹	委員

## 農業委員欠席委員 1名

11番 小 師 栄 一 委員

## 推進委員出席委員 16名

青 木 誠 一	委員	岡 崎 耕一郎	委員
川 上 利 男	委員	北 澤 正 之	委員
小 出 和 哉	委員	小 林 克 洋	委員

駒 形 徹 委員	佐々木 一 光 委員
高 山 弘 則 委員	新飯田 雅 樹 委員
平 松 広 之 委員	堀 江 義 栄 委員
丸 山 由 夫 委員	山 崎 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員	渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 2名

中 澤 伸一郎 委員 山 谷 秀 昭 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 井 修
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	小 柳 章 子

午前 9 時 30 分 開会及び開議

(午前 9 時 55 分 三條新聞社傍聴)

議長（葉原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、在任委員18名、出席16名、欠席2名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

1番、坂井浩行委員、18番、田邊健一委員からお願ひいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることになります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（葉原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第5号及び報第1号から報第6号までの、以上11件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

この際議長から申し上げます。議第1号につきましては、申請件数が非常に多く、会議時間も限られ、円滑に議事を進行するため、三条市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき議長が議事を整理し、番号ごとの個別の説明を省略したいと考えております。

お諮りします。議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに決定いたしました。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

106ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定169件で、合計81万1,990.66平米です。

なお、利用権を設定する農地の所在、面積、10アール当たり賃借料、形態、利用権を設定する者、受ける者及び期間につきましては記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明を省略させていただきます。

また、いずれも令和7年12月26日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいているので、第3調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、10月の27日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、棄原会長及び井上会長代理同席の下、開催いたしました。開会後、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前9時19分に閉会いたしました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。今月意見照会のあった案件は、利用権の新規設定169件、81万1,990.66平米です。いずれも事務局から申請書類の審査などの詳細説明を受け、本農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進を図り、農用地利用の効率化

及び高度化の促進を図ることから、適切であると考えております。つきましては、本計画（案）については原案のとおりとし、意見なしとするべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（葉原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようすでにお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（葉原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（葉原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

110ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの6件、贈与によるもの3件、合計9件、1万7,406.40平米です。

番号ごとに順次説明いたします。107ページをお願いします。

18番は、下保内地内の農地1筆、83平米を、譲受人が退職後自宅に近い申請地で自家消費野菜を栽培したいということで売買により取得するもので、価格は総額で〇〇〇円です。また、経営面積がありませんので補足説明しますと、営農計画書の提出があり、譲受人は来春に会社を退職することから自家消費野菜を栽培しようと思い、土地を探していたところ、知人の紹介により申請地を取得することとしたもので、農作業の経験はありませんが、専門誌やインターネットを見ながら耕作を行う予定のことです。

19番は、如法寺地内の農地7筆、4,452平米を、譲渡人が相続したが耕作ができないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売買するもので、価格は同時に取得する住宅と宅地を合わせて総額〇〇〇円です。

20番は、月岡地内の農地4筆、1,850平米を、高齢で耕作や維持管理が難しいという譲渡人の要望で譲受人に売買により譲渡するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

108ページをお願いします。

21番は、月岡地内の農地3筆、873平米を、譲渡人が耕作できないため経営規模拡大を志向する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

22番は、東光寺地内の農地3筆、327平米を、譲渡人が離農することから譲受人に売買により譲渡するもので、価格は田が10アール当たり〇〇〇円、畠が10アール当たり〇〇〇円です。

23番は、名下地内の農地1筆、270平米を、譲渡人が相続したが耕作していないため、譲受人に売買により譲渡するもので、価格は同時取得する隣接の宅地、建物と合わせて総額〇〇〇円です。

24番は、長嶺地内の農地7筆、6,434平米を、譲渡人の耕作地が点在しており耕作に支障を来しているため、近隣で耕作している譲受人に贈与するものです。

25番は、月岡地内の農地10筆、2,096.40平米を、譲渡人が相続したが耕作できないため、近隣で耕作している譲受人に贈与するものです。

110ページをお願いします。

26番は、上須頃地内の農地1筆、1,021平米を、同一世帯内で贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買6件、贈与3件、合計9件、1万7,406.40平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定しました。

議長（棄原会長）

次に、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

111ページ欄外を御覧ください。今月の申請は1件、157.25平米です。

7番は、蔵内地内の農地3筆、157.25平米を、既存の宅地と一緒に住宅拡張敷地として利用するもので、場所につきましては大面小学校の北東側950メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、157.25平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定しました。

議長（棄原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

114ページ欄外を御覧ください。今月の申請は7件、1,836.24平米です。番号ごとに順次説明いたします。112ページをお願いします。

36番は、石上二丁目地内の農地1筆、9.94平米を売買により取得し、既存の宅地と一緒に住宅拡張敷地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市消防本部の北側500メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

37番は、石上二丁目地内の農地1筆、165平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市消防本部の北側500メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

38番は、東本成寺地内の農地1筆、115平米を売買により取得し、駐車場3台分及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、新潟県立県央工業高校の南西側600メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

39番は、上須頃地内の農地2筆、396平米を賃借権の設定により駐車場12台分の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条看護・医療・歯科衛生専門学校の南東側50メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

40番は、上須頃地内の農地3筆、426平米を賃借権の設定により、駐車場15台分の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条看護・医療・歯科衛生専門学校の西側80メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

114ページをお願いします。

41番は、代官島地内の農地1筆、66平米を売買により取得し、同時取得の宅地と一緒に資材置場、事務所1棟、物置2棟、駐車場5台分等の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大島小学校の北東側600メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

42番は、尾崎地内の農地3筆、658.30平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、栄北小学校の北西側200メートル付近で、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は7件、1,836.24平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（棄原会長）

次に、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

117ページ欄外を御覧ください。今月の申請は1件、2,326.74平米です。

7番は、大面地内の農地34筆、2,326.74平米を記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、2,326.74平米です。申請書類を審査し、担当区域委員及び事務局職員による現地調査を実施し、事務局から詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものとしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（葉原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお諮りします。議第5号につきましては、たいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（葉原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定しました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了しました。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（葉原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第6号までの6件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第6号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（葉原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようすで報告事項を終了します。

議長（稟原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長、3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

来月は第1調査部会の当番でございます。11月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（稟原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、28日午前9時開会を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で定例総会を閉会します。

午前10時00分　閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

---

三条市農業委員会会長 桑原 一郎

---

---

議事録署名委員（1番） 坂井 浩行

---

---

議事録署名委員（18番） 田邊 健一

---